

修了考査について

講習修了後に、建築物石綿含有建材調査者として必要な知識を習得したかどうかを判定するため修了考査を実施します。

I 実施要領

1. 修了考査は、多肢選択式の筆記試験により実施します。
2. 修了考査は、講義を受講した科目について実施します。
3. 講義修了後に修了考査を行います。修了考査の時間は、一般調査者講習講義修了者にあつては 1.5 時間、一戸建て等調査者講習講義修了者にあつては 1 時間とします。
4. 欠席した科目が一科目でもある場合は、修了考査を受けることができません。
5. 遅刻、早退等により規定の時間数を受講していない者は、修了考査を受けることができません。
6. 修了考査の配点は次のとおりとします。

(1) 一般調査者講習の配点

① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	10 点
② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	10 点
③ 石綿含有建材の建築図面調査	35 点
④ 現地調査の実際と留意点	35 点
⑤ 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	10 点
	合計 100 点

(2) 一戸建て等調査者講習の配点

① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	10 点
② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	10 点
③ 一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	30 点
④ 現場調査の実際と留意点	40 点
⑤ 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	10 点
	合計 100 点

II 修了考査の合否判定基準

1. 修了考査の採点は、受講者が受講した各科目の配点の合計をもって満点とします。ただし、科目「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の免除者については、免除科目以外の科目を受験するものとし、受験科目の配点の合計をもって満点とします。
2. 合格は、受験した各科目の得点が各科目の配点の 40 パーセント以上であつて、かつ、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の 60 パーセント以上である場合を合格とします。

3. 不合格者は、前項の合格基準に合致しない者及び不正行為を行った者とします。

Ⅲ 不合格者の取扱い及び受講証明書の交付

1. 修了考査を不合格となった者(不正行為によって不合格となった者を除く。)には、講義を修了したことを証する書類(以下「受講証明書」という。)を発行するとともに、講義を修了した日の属する年度の翌々年度末(以下「再修了考査有効期間」という。)までに、再度受験することができます。
2. 再修了考査における受験科目は、全ての科目について行います。ただし、石綿作業主任者技能講習を修了したことをもって受講した者にあつては、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」を免除します。
3. 再修了考査は、再修了考査有効期間であれば、何度でも受験することができます。
4. 再修了考査の受験料は、7,000 円(消費税込み)とし、受験料の納入方法は、受講料と同様です。

建災防宮城県支部 建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する規程(抜粋)